



JFRL 情報宅配

【新型コロナウイルス感染症情報】

1. [新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン](農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室)

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html

2. [食に関わる幅広い事業者の皆様を募集しています(国産農林水産物等販売促進緊急対策)](農林水産省大臣官房政策課) <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/hanbaisokushin/hansoku.html>

3. [食品製造業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインの一部改正のお知らせ](2020 年 06 月 03 日)(一般財団法人 食品産業センター) <https://www.shokusan.or.jp/news/3766/>

* 農林水産省 * (<http://www.maff.go.jp/>)

1. [6 月は WISE な食育月間 ～みんなの提案で賢く楽しく食育を実践～](令和 2 年 6 月 2 日消費・安全局消費者行政・食育課)

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/200602.html>

2. [令和を担う若い世代の食育を特集～「令和元年度食育白書」の公表～](令和 2 年 6 月 16 日消費・安全局消費者行政・食育課)

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/200616.html>

* 厚生労働省 * (<https://www.mhlw.go.jp/>)

1. [食品衛生法第 8 条に規定する指定成分等の試験法について](令和 2 年 5 月 29 日薬生食基発 0529 第 4 号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000636400.pdf>

2. [食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について]

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html

ポジティブリスト(別表第 1)の改正に係る手続きについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11487.html

食品用器具又は容器包装の原材料に含まれる物質の規格の改正に係る要請資料作成の手引(令和 2 年 5 月 29 日厚生労働省 医薬・生活衛生局食品基準審査課)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000635367.pdf>

3. [乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部改正について](令和 2 年 6 月 1 日生食発 0601 第 2 号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000636375.pdf>

4. [乳及び乳製品の衛生証明書の取扱いについて](最終改正: 令和 2 年 6 月 8 日薬生食監発 0608 第 1 号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000637922.pdf>

5. [食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品, 添加物等の規格基準の一部を改正する件について](令和 2 年 6 月 18 日生食発 0618 第 1 号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000641102.pdf>

6. [第 9 版食品添加物公定書追補 1 の作成について](令和 2 年 6 月 18 日薬生食基発 0618 第 3 号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000641379.pdf>

* 消費者庁 * (<https://www.caa.go.jp/>)

1. [プエラリア・ミリフィカ等, 特別の注意を要する成分等を含む食品(指定成分等含有食品)等に係る食品表示基準の施行について](2020 年 06 月 01 日)

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/020134/>

* 内閣府消費者委員会 * (<https://www.cao.go.jp/consumer/>)

1. [食品表示基準の一部改正に係る答申について](令和 2 年 6 月 2 日消費者委員会事務局)

https://www.cao.go.jp/consumer/content/20200601_toushin2.pdf

【別添】答申書 https://www.cao.go.jp/consumer/content/20200601_toushin2_betsu.pdf

* 今月のトピックス *

[ハラール食品における認証と分析について]

日本の食品が海外の市場を獲得していくために、国・地域や食品に応じた様々な規制への対応が求められることは改めて申し上げるまでもありません。昨今はさらに衛生的な要求事項として HACCP やハラール認証が求められるようになりました。

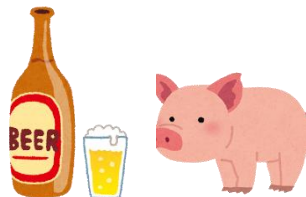
ハラール認証制度は各国（地域）による認証の仕組みが運用されています。ターゲットとする市場（国・地域）ごとに要求事項や認証団体が異なるため公的相談窓口(*)へご相談いただき、認証機関が決まりましたら、取組みを開始されることとなります。

<ハラール(アラビア語)>



取組みの過程では、すべての原材料にハラールでない原材料が使用されていないことを確認することが必要になります。ハラールでない原材料には良く知られている豚だけでなく、犬、牙を持つ捕食動物、また、アルコール、麻薬等があげられています（参考：GSO 2055-1:2015 “Halal Food-Part1-General Requirement”）。犬やその他の動物に比べて、豚を由来とする食品素材は食品の製造・加工等の多くの場面で幅広く利用されており、複雑な加工食品ではすべての原材料に遡ってその情報を管理することが困難なことから、大きな課題となっています。試験検査で豚由来原料が使用されていないことは確認できませんし、そもそもすべての原材料を試験検査に供することは現実的ではありません。そこで原料については、加工・製造企業であれば、原料供給元との情報の共有でハラール性を確認・担保していくこととなります。一方で実際に輸出する最終製品そのものについては工程からの混入リスクを含めたハラール性の評価が必要となります。実際、認証機関のスキームの一部としてや輸出入にあたって最終製品の試験検査が要求される事例があるようです。

<ハラーム(禁じられている)>



豚・酒など

<ハラール(許されている)>



野菜・果物・魚介類など

当センターでは、豚由来の DNA 配列の存在をお調べする検査及び食品中のエタノール濃度の測定を実施しております。品質管理の一環として、ご利用をお待ちしております。

(*) 公的な相談窓口

農林水産省：<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/soudanmado.html>

JETRO：https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/

★お知らせ★

試験の受託を開始しました！

食品衛生法では、新たに第 8 条 1 項に厚生労働大臣が指定する成分を定めた他、18 条第 3 項ただし書では、食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について、人の健康を損なうおそれのない量が定められました。

皆様からのご要望にお応えして、一部の試験の受託を開始しております。

ご検討されている皆様、ぜひご相談ください。

食品衛生法 18 条第 3 項の試験のご案内：<https://www.jfri.or.jp/information/1060>

内容についての問合せ、配信アドレスの変更・追加配信希望・配信停止はHPのお問合せよりお願いいたします。<https://www.jfri.or.jp/contact/create>